

5 生活充実関係

(1) 生徒心得

本校生徒は学校内外を問わず、常に本校生徒としての自覚と誇りをもって、学業に励み、徳性を磨き、友愛の精神を忘れることなく、心身ともに健全で将来有為な社会人としての教養を高めることに努力するものである。

1 服装・頭髪

服装は生徒としてふさわしい端正なものを用い、質素で清潔であるように心掛ける。A、Bどちらでも選択することができる。

(1) 服装 A

ア 制服 標準型学生服、長ズボンとする。学生服には学校指定のボタンを付け、校章は左襟に付ける。

上衣を脱いだ時は、白カッターシャツを着用していること。半そで開襟シャツも可。

校章はカッターシャツの左胸に付ける。シャツのすそはズボンの中に入れること。

イ 靴 下 ソックスは白、黒、濃紺色とする

ウ 通学靴 下足箱に入る靴にすること。

エ 上履き 学校指定のものを用いる。

(2) 服装 B

ア 制服 学校指定の制服（濃紺のサージ、背広型の剣襟）で、スカートまたはスラックスの組み合わせとする。校章は左胸に付ける。制服の中に白カッターシャツを着用していること。

上衣を脱いだ時は、カッターシャツを着用していること。半そで開襟シャツも可。学校指定のベストも着用できるが、丈はウエストが十分に隠れる長さとする。

校章はカッターシャツの左胸に付ける。シャツのすそはスカート、スラックスの中に入れること。スカート丈は膝が隠れる程度とする。

イ 靴 下 ソックスは白、黒、濃紺色とする。ストッキングは無地のベージュ、黒無地を着用すること。

ウ 通学靴 下足箱に入る靴にすること。

エ 上履き 学校指定のものを用いる。

(3) 防寒着

ア 制服の上に着る防寒着（コートやブルゾンなど）は、華美でない品位あるものとする。

イ セーター類は、濃紺色または黒色とし、上着から出ないように着用する。

(4) 頭 髪

清楚を旨とし、パーマメントなどの加工、染髪はしない。

(5)その他

- ア 制服は変形して着用しない。
- イ アクセサリー類、ピアス、マニキュア、化粧（眉そり）などは認めない。

2 運転免許

二輪車・自動車等の運転免許を取得しない。ただし、3年生では就職等で必要と認められた時は3年の授業日終了後、自動車学校への入校を認めることがある。

3 持ち物

- (1)授業中のスマートフォン等の使用は教員が認めた場合に限る。
- (2)有害な物品・図書は校内に持ち込まない。

4 許可願及び諸届出

下記の場合は、速やかに届け出る。

(1)許可を必要とするもの

- ア 自転車通学をする場合
- イ 校内での文書の掲示・配布する場合
- ウ アルバイトを希望する場合（原則、認めていないが、特別な理由がある場合は申し出ること）
- エ 下宿をする場合
- オ 外出をする場合
- カ 学割を希望する場合

(2)届出を必要とするもの

- ア 交通事故及び問題行動の発生した場合
- イ 物品の遺失、拾得、盗難があった場合
- ウ 校舎、校具の破損をした場合
- エ 身分証明書を紛失した場合
- オ 学校生活を送る上で、事前に配慮が必要な場合

5 その他

事情があり、上記規定によることができない場合は、事前に担任又は生活充実部に申し出て、許可を得ること。

6 改正手続き

- (1)生徒会は、生徒の意見を集約し、校長に対し、生徒心得の改正又は一部廃止を求めることができる。
- (2)校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は生徒心得の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、職員会議や学校運営協議会等でその内容について議論するものとする。

(3)校長は、職員会議や学校運営協議会等での議論を踏まえ、生徒心得の改正又は一部廃止について決定するものとする。

(4)前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。

付 則

この規程は、平成10年1月14日から一部を改正し施行する。

この規程は、平成10年12月9日から一部を改正し施行する。

この規程は、平成13年12月11日から一部を改正し施行する。

この規程は、平成17年12月15日から一部を改正し施行する。

この規程は、平成20年4月1日から一部を改正し施行する。

この規程は、平成25年4月1日から一部を改正し施行する。

この規程は、平成28年4月1日から一部を改正し施行する。

この規程は、平成28年11月1日から一部を改正し施行する。

この規程は、平成31年4月1日から一部を改正し施行する。

この規程は、令和2年4月1日よから一部を改正し施行する。

この規程は、令和4年4月1日から一部を改正し施行する。

この規程は、令和5年1月10日から一部を改正し施行する。